

関係団体の長 様

静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課長

静岡県盛土等の規制に関する条例に係る許可申請書の提出時期について（通知）

日頃から静岡県の盛土行政への御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 5 月 26 日から、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の運用が開始される見込みであることから、これに合わせて、静岡県盛土等の規制に関する条例（以下「条例」という。）の改正準備を進めています。

盛土等を伴う事業を計画されている方におかれましては、法と条例のどちらの手続が必要になるのか、申請手続をいつ頃行うのか迷われている方もいらっしゃるかと存じます。

つきましては、これまでの条例の許可事務における申請から許可までに要した平均期間（補正に要した期間を含む。）を踏まえ、下記のとおり条例の許可申請書の提出推奨時期をお知らせします。

今後の条例の申請準備の参考としていただくとともに、会員の皆様への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 条例の許可申請書の提出推奨時期

令和 7 年 1 月末まで

※ 上記時期までに提出されても、申請書に不備が多い場合や申請者側にてスムーズな補正対応が行われない場合等には、改正条例の施行日までに許可されないこともあります。許可されない場合の対応は検討中です。

2 提出推奨時期以降の許可申請となる場合

原則、盛土対策課に事前に相談してください。

※ 法の許可申請に切り替えていただくことも含めて、相談をお受けします。

3 法について

盛土対策課 HP に、法の概要や法における運用開始前後の取扱い等に関する情報を掲載していますので、御覧ください。

（盛土対策課 HP ⇒ 「宅地造成及び特定盛土等規制法について」）

問合せ先：盛土対策班（盛土条例）

盛土規制班（法）

電話番号：盛土対策班 054-221-2137

盛土規制班 054-221-2264

E-mail : morido110@pref.shizuoka.lg.jp